

土木部公園河川整備課（公園）委託共通仕様書

目次	ページ
1. 総則	
打合せ協議について	公園委託 ー 1
技術管理について	公園委託 ー 1
用地境界標および既設民地境界標の取扱いについて	公園委託 ー 1
支障物件の取扱いおよび支障物件調書について	公園委託 ー 2
占用物件調査について	公園委託 ー 2
工事平面図の作成について	公園委託 ー 3
縦断図について	公園委託 ー 3
横断図について	公園委託 ー 3
各作工構造図について	公園委託 ー 3
数量、土量、各種計算書について	公園委託 ー 4
図面データの納品について	公園委託 ー 4
設計照査技術者の配置について	公園委託 ー 4
写真帳について	公園委託 ー 4
その他調査事項について	公園委託 ー 4
支障物件調書様式	公園委託 ー 5
業務カルテについて	公園委託 ー 6
1級・2級・3級基準点の形状と標準規格	公園委託 ー 7
境界写真様式	公園委託 ー 8
土質調査について	公園委託 ー 9
表ー1 土質区分基準	公園委託 ー 10
成果品の整理方法1	公園委託 ー 11
成果品の整理方法2	公園委託 ー 12

打合せ協議について

第1回打合せ，成果品納品時には，原則として，測量・設計主任技師が立ち会うこと。

技術管理について

イ) 点検測量

本業務における点検測量は下表によるものとする。

測 量 種 別	3・4級基準点測量	用 地 測 量	縦 断 測 量	横 断 測 量
点 検 測 量 率 (%)	5 %	5 %	5 %	5 %

ロ) 作業規定，第13条第2項の機器は下記のものとする。

機 械 名	トランシット	光波測距儀	鋼 卷 尺	レ ベ ル
-------	--------	-------	-------	-------

ハ) 測量成果の検定について

作業規定第14条で定める測量成果の検定を必要とするものについて，業務担当員に確認すること。

用地境界標（永久標）および既設民地境界標の取扱いについて

用地境界標の埋設に関して，担当員と打合せ協議の上，時期を調整して埋設することとする。

特に工事施工と合わせて埋設する場合には，作業に支障がないよう充分に工事請負業者とも協議すること。

また，仮杭の埋設に関しては，業務完了時までには埋設することを原則とする。

境界標はコンクリート杭（10cm×10cm×70cm逆T型）を標準とし，支障がある場合などで金属標に変更する場合には担当員と協議して決定すること。

既設民地境界標については，座標により位置を押さえ，杭番号を付すこと。

また，地表面に見つからない場合においては，土地所有者の了承のもと，35cm以上は掘削し確認した上で状況を立会簿の備考欄に記載すること。

既設民地境界標が確認できる写真簿を緑化委託-8(境界写真様式)により作成し，委託成果品として提出すること。

支障物件の取扱いおよび支障物件調書について

支障物件調書はA3をA4サイズに折返したものを3部提出すること。
なお、様式は別添資料を参考とする。

支障物件調書には、立会簿の写し・現況平面図（支障物件に着色，整理番号を記入）・住宅地図（1／1500，A4サイズ）を添付すること。

未立会箇所についてはその理由書を添付すること。また，立ち会い時の説明内容・経過等も記入すること。
（注：立会印は，公園敷地と宅地の土地境界に関するものであり，工事施工の承諾では無い旨，説明すること。）

支障物件の出幅部分については，現地で確認できるよう明確な印（マーキング・テープ等）を付けること。
ただし，土地所有者および支障物件の所有者には印を付ける旨，承諾を得ること。
また，未立会箇所については，印を付ける必要は無し。

※各支障物件に関する図面表記・現地確認方法等については，公園河川整備課と協議すること。

占用物件調査について

占用物件調書はA3をA4サイズに折返したものを提出すること。
なお，様式は別添支障物件様式に準じることとする。

調査範囲は，北電柱，NTT柱，企業局水道管・仕切弁・消火栓・温泉マンホール，
下水道管・マンホール，北海道ガス関係，標識類，照明灯，その他設計上必要と認められるもの。

電柱共架の照明灯がある場合，所有者を確認し占用物件調査簿に記載すること。

占用物件の種類毎に整理し，書類の最初に一覧表を添付すること。

工事平面図の作成について

調査の起終点は市道認定の起終点と同一とし、製図の際は左側を起点とすること。

表題（タイトルブロック）は図面右下に記入すること。

測量調査で作成した現況平面図から民地境界線，地番，土地所有者，支障物件をレイヤーで非表示にしたものとする。

公園に面した建物居住者名，町名・住居表示番号，建物入口，仮B.M.を記入すること。

図面記入範囲は公園境界線からそれぞれ20m程度，起終点から30m程度とする。

施行延長について，小数2桁を切り捨て，小数1桁とする。

施行幅員について，小数3桁を切り捨て，小数2桁とする。

基準点網図，土工定規図を記載すること。

縦断図について

車庫等車の出入り口高さ、及び建物出入り口高さを記入すること。

横断図について

縦断方向に10m間隔，横断方向に20mの幅で測量した図面を作成すること。

水道，下水道，ガス管その他の埋設物等の埋設位置及び深さを記入すること。

各作工構造図について

北海道道路工事標準設計図集を準用すること。

数量，土量，各種計算書について

各種数量の算出にあたっては，北海道建設部土木工事数量算出要領に従い算出すること。

数量集計表は工事工種体系化に従い作成すること。

産業廃棄物の数量調査に関して，以下の数量を算出すること。

○ アスファルト面積，コンクリート体積，処分場までの運搬距離

残土について，残土処分場までの運搬距離を算出し，運搬経路図を添付すること。

図面データの納品について

各種図面のデータ納品によるデータ形式は，P21もしくはSXFとする。

製図方法は，国土交通省CAD製図基準（案）に準ずること。

設計照査技術者の配置について

本委託業務は照査技術者を配置すること。

写真帳について

調査起点，中間点，終点から撮影したもの。

石標等埋設状況（埋設深が分かるもの），及び石標等検寸状況を撮影したもの。

但し，撮影箇所は担当員と協議すること。

石標等埋設後の写真を全箇所撮影すること。

市道に隣接する既設用地杭を位置が分かるように撮影したもの。

その他調査事項について

土地所有者と境界の確認時に，既設用地境界杭の有無の確認をすること。

国道，道道等との取付けのある場合は担当員と打合せの上，必要な図面，書類等を作成すること。

各宅地の水洗化の有無を調査するとともに，生活雑排水の排出先を可能な限り調査すること。

《支障物件調書様式》

支 障 物 件 調 書

※占用物件調書についてもこの様式に準じること。

1 整理番号

2 路線名

(1) 支障物件の場所

(2) 支障物件の種類

(3) 土地所有者 氏名

住所 電話番号

居住者 氏名

住所 電話番号

3 現場写真

起 点 側

写 真

※ デジタルカメラでの撮影も可
※黒板の文字は見るができる様にする。

終 点 側

写 真

※ デジタルカメラでの撮影も可
※黒板の文字は見るができる様にする。

整理番号

—

平 面 図

平面図は、縦・横どちらでもかまわない

【※支障物件が分かり易いように工夫すること。(着色等)】

(縮尺)

符号 面積算出式

計 m²

業 務 カ ル テ に つ い て

受託者は、委託金額が百万円以上の業務については測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、「業務カルテ」を作成し業務担当員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出するものとする。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを業務担当員に提出すること。

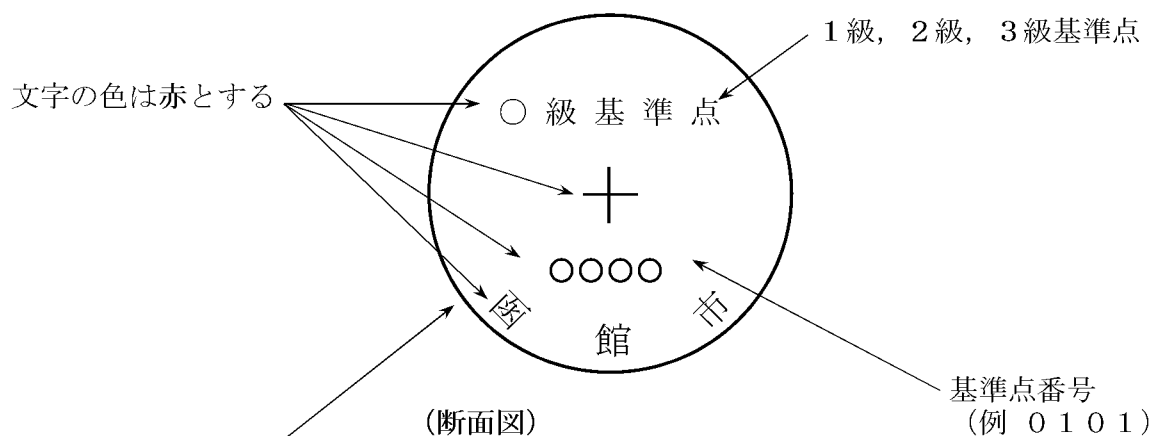
提出の期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

1級・2級・3級基準点の形状と標準規格

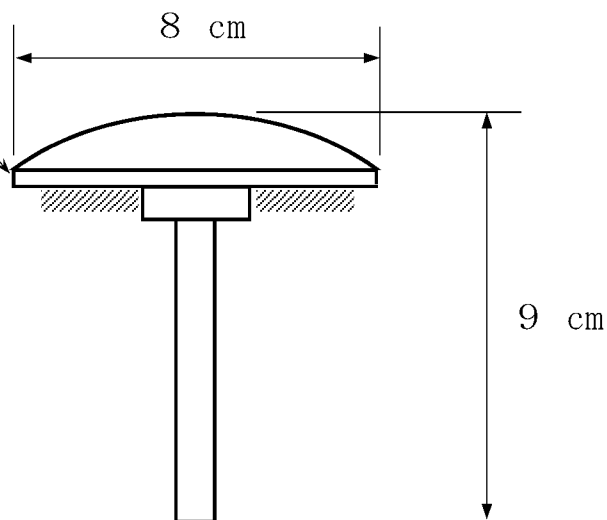
ア) 金属標の形状

(平面図)

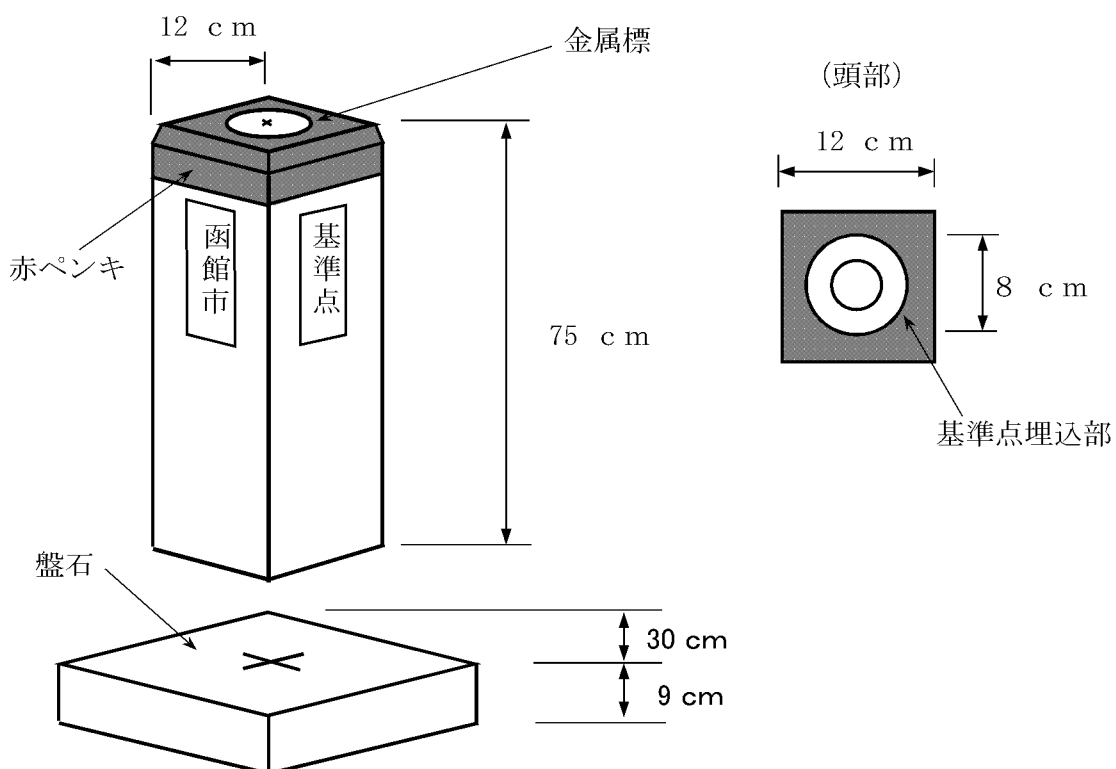


(断面図)

材質は砲金鑄造



イ) コンクリート標の形状



〈境界写真様式〉 ○□公園 境界標確認写真 杭番号:○○□

※工事完成後に測量成果簿にて保管

測量(公園境界立会時)

工事(復旧時)

備考

備考

工事(着手前)

工事(完成後)

備考

備考

土 質 調 査 に つ い て

本仕様は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。

調査による土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、別添表－1に示す土質区分基準によるものとする。

土質区分判定のための試験方法は下記表－2を標準とする。

表－2

判定指標	試験方法	規格番号・基準番号	備考
コーン指数	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228	
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051	
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203	
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204	
(液性限界・塑性限界)	(土の液性限界・塑性限界試験方法)	(JIS A 1205)	注1)

なお、本調査箇所については、監督員と協議し、決定するものとする。

注1) 現場状況により必要に応じて監督員と協議のうえ調査するものとする。

表－1 土質区分基準

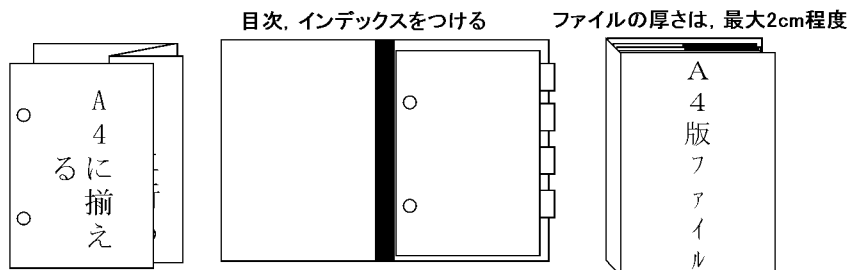
区分 (国土交通省令) ※1)	細区分 ※2),3),4)	コーン 指数 qc ※5) (kN/㎡)	土質材料の工学的分類 ※6),7)		備考 ※6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) Wn(%)	掘削 方法
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	—	礫質土	礫{G}, 砂礫{GS}	—	※排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 ※水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土 ※8)		砂質土	砂{S}, 礫質砂{SG}		
			人工材料	改良土{I}		
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	800	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト{M}, 粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの (第3種発生土を除く)〕	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト{M}, 粘土{C}	40%～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	40%～80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
粘土 ※1),※9)	粘土a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	粘土b		粘性土	シルト{M}, 粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	粘土c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

- ※1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59, 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- ※2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- ※3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(粘土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- ※4) 含水比低く、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- ※5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表－2参照)。
- ※6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- ※7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- ※8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- ※9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 環境庁通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。

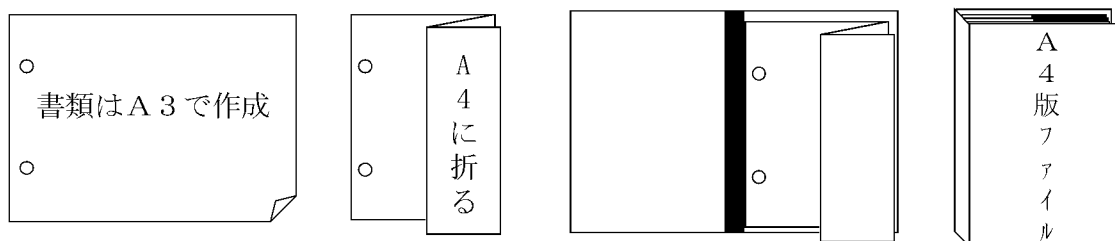
成果品の整理方法1

○用地測量成果の整理方法

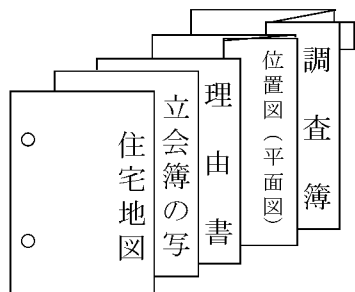
測量成果計算簿、写真帳、収集資料、打合せ簿、立会簿、機械・器具検定書、地積測量図、点の記については、A4版のファイルに綴り、目次、インデックス等で整理すること。
また、ファイルの厚さは最大2cm程度とし、A3版のケースに収めること。



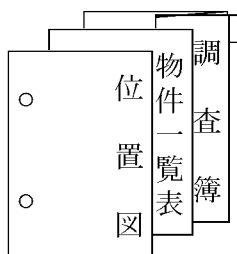
支障物件調査簿、占用物件調査簿については、A3用紙に作成し、A4版に折込んで、A4版ファイルに綴ること。
また、複数路線の場合でも、原則として各路線ごとにファイルを作成すること。



支障物件調査簿

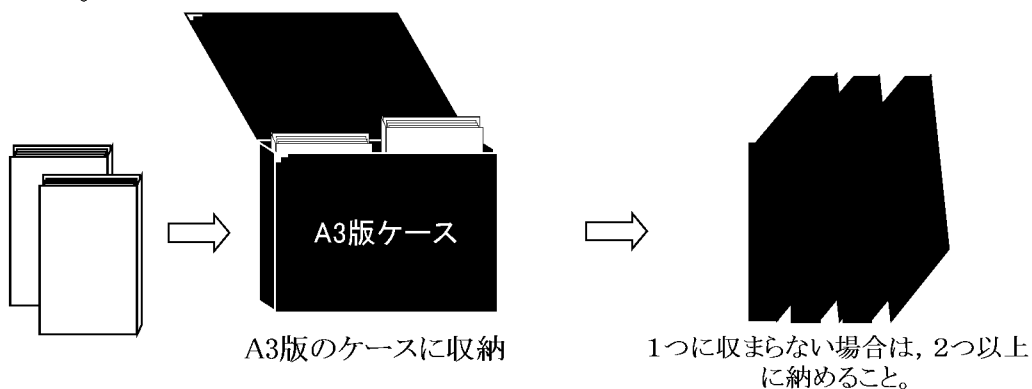


占用物件調査簿



各占有者ごとに整理すること

ファイルをケースに収納する場合、無理に詰め込まず、収まらない場合には、違うケースに収納すること。



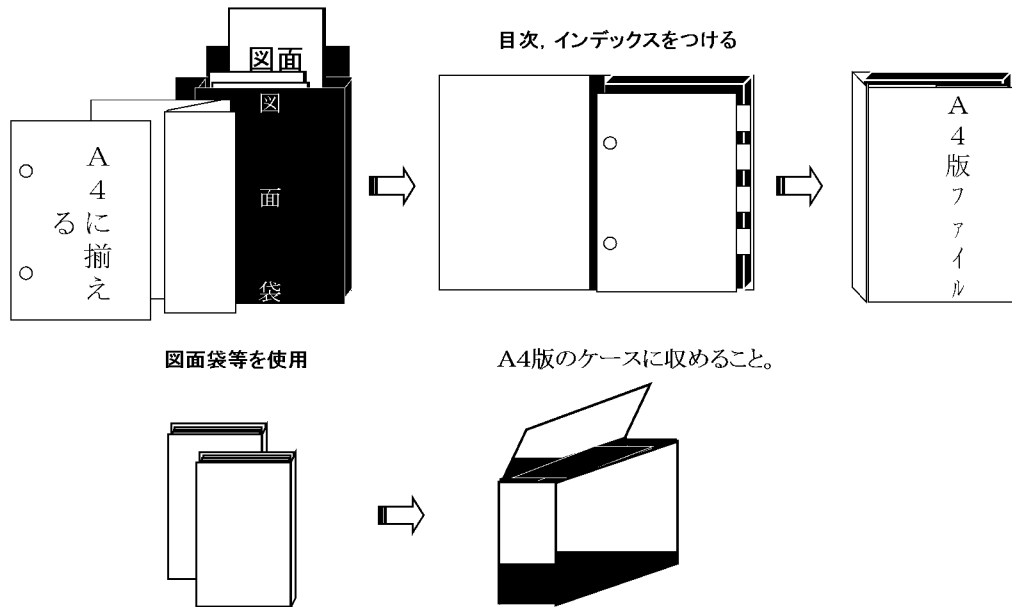
※従来のB4版のケースではないので注意すること。

成果品の整理方法2

○路線測量・実施設計成果の整理方法

土工数量計算書、流量計算書等、路線測量・実施設計にかかわる成果については、A4版のファイルに綴り、目次、インデックス等で整理すること。

また、図面のコピーについては、図面袋等に収め、数量計算書と一緒にファイルに収めるか、別のファイルを作成し、整理すること。



○工事平面図、縦横断図等の図面(原図)については、筒型のケースに収めること。

○成果のデータファイル(電子成果)の整理方法

データの整理については、原則、CD-ROMに収めることとし、下記例のとおり、成果の内容をCD-ROMの表面に記載すること。

例

